平成２６年（フ）第６１号
大津市大萱２丁目10番20号　ハイム西川ＳＥＴＡ209
債務者　小林　美穂
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８号
滋賀県甲賀市水口町山2589番地152、前住所滋賀県甲賀市水口町東林口５番39号
債務者　田中とし子こと　金　　順徳
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１１号
兵庫県加古川市尾上町口里745番地の５
債務者　為本　明子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１４号
兵庫県加古川市尾上町安田880番地岸ハイツ201号
債務者　鎌尾　和子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６号
山口県長門市深川湯本1005―４、住民票上の住所山口県長門市三隅中3890番地２
債務者　和田美智代
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第２８号
山口県下関市豊浦町大字涌田後地766番地１
債務者　中佐　克己
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
福岡県久留米市北野町中川2306番地15
債務者　田中　裕之
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５１号
福岡県久留米市長門石４丁目５番２―26号
債務者　濱田　博司
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５９号
福岡県久留米市大善寺町中津519番地１　アムールＴＭ　ｋｅｉｓｈｉ201号
債務者　島崎亜由美
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４５号
佐賀県伊万里市脇田町3423番地２　102号
債務者　中島　良子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８号
鹿児島県大島郡宇検村大字芦検933番地３芦検住宅１号棟101号
債務者　松井麻衣子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第７７号
金沢市神宮寺３丁目４番21号　ボヌールⅠ203号室
債務者　中田　育宏
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１７号
京都市南区東九条北松ノ木町28番地１　朝日プラザ鴨川Ⅱ204号室、前住所京都市下京区下之町56番地　市営住宅24棟303号室
債務者　齊藤　政樹
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
京都府長岡京市開田１丁目９番18号　井上マンション４―Ｂ
債務者　川口　和美
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
京都市伏見区向島四ッ谷池14番地８号向島団地第６街区第３号棟第1208号室、前住所京都市山科区大塚丹田４番地20
債務者　金城　麻美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
京都市右京区西京極新明町87番地８
債務者　川本　明信
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
京都府向日市寺戸町東野辺７番地の８
債務者　山本　静子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係